

令和4年  
第1回

# 定例会会議録

令和4年2月22日 開会  
令和4年2月22日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

令和4年第1回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第 1 号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求 めることについて	11
議案第 2 号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任 用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部を改正する条例）の承認を求めること について	11
議案第 3 号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	14
議案第 4 号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金	14
閉会	22

令和4年第1回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会議事日程

令和4年2月22日（火）

午後 1 時 3 0 分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 議案第1号  
専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例）の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第2号  
専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期  
末手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第3号  
令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算
- 日程第 8 議案第4号  
令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金

出席（応召議員）

第2番	木原宏君	第3番	小美濃安弘君
第4番	大城美幸君	第5番	久保富弘君
第6番	清水勝君	第7番	篠原有加君
第8番	川畑英樹君	第9番	佐藤和彦君
第10番	沖浦あつし君	第11番	鈴木だいち君
第13番	小林美緒君	第14番	及川妙子君
第15番	関口博君	第16番	串田金八君
第17番	宮坂良子君	第18番	中間建二君
第19番	清水ひろなが君	第20番	佐藤一郎君
第21番	土田雅一君	第22番	岩崎みなこ君
第23番	武田まさひと君	第24番	富松崇君
第25番	酒井ごう一郎君	第26番	大坪国広君

欠席議員

第1番	西本和也君	第12番	岡田旬子君
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者

管理者	渡部尚君	副管理者	加藤育男君
副管理者	阿部裕行君	副管理者	尾崎保夫君
総務課長	空閑浩一君	適正化・広報担当参事	園田茂樹君
参事兼環境課長	松尾尚之君	参事兼事業調整課長	梶川洋史君
エコセメント担当参事	田中大輔君	会計管理者	野口浩詞君

職務のため出席した者

書記	根津優一君	書記	前園孝介君
----	-------	----	-------

令和4年第1回東京たま広域  
資源循環組合議会定例会議録

日 時 令和4年2月22日（火）

午後1時30分

場 所 東京自治会館・大会議室

午後1時30分開会

○議長（串田 金八君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員は24名、欠席は2名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

[日程第1]諸般の報告

○議長（串田 金八君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局の経過報告は指定の記者席から行うものといたします。

なお、本会議への電子機器の持込みに関する申合せ事項によりまして、パソコンやiPadなどのタブレット端末等、インターネット通信等が可能な電子機器の本会議での使用は認められておりませんので、御協力をお願いいたします。

[日程第2]会議録署名議員の指名

○議長（串田 金八君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議録規則第89条の規定により、議長において、第2番、木原宏議員、第17番、宮坂良子議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

### [日程第3]会期の決定

○議長（串田 金八君） 続いて、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（串田 金八君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### [日程第4]管理者報告

○議長（串田 金八君） 日程第4、管理者報告を行います。

管理者の説明を求めます。

渡部管理者。

○管理者（渡部 尚君） 皆さん、こんにちは。管理者の渡部でございます。

それでは、令和4年第1回組合議会定例会の開会に当たりまして、一言、御挨拶と御報告を申し上げます。

本日は、組合議会議員の皆様方におかれましては、御多用中、特にコロナ禍の大変な時期にもかかわらず御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会におきましては、昨年10月の組合議会以降の組合事業の報告と議案4件につきまして、御審議をお願いするものでございます。

主な議案は、令和4年度一般会計予算案でございます。予算の総額は92億693万5,000円でございます。その骨子といたしましては、二ツ塚処分場と谷戸沢処分場の安全かつ適正な維持管理、そしてエコセメント事業の推進及び更新事業でございます。また、組織団体に御負担いただく負担金につきましては、令和3年度と同額の78億2,000万円としてございます。各組織団体におかれましては、コロナ禍の厳しい財政状況下にあることとは存じますが、本予算案につきまして、議員の皆様方の格別の御理解をいただけますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど、事務局から説明させますので、私からは、最近の組合をめぐる状況について、御報告をさせていただきます。

当組合事業につきましては、昨年から続くコロナ禍におきましても安全・安心な処分場の

管理・運営、エコセメント化施設での焼却灰の受入れなど、順調に事業を継続しているところでございます。また、令和8年度以降の焼却残さ処理方針につきましては、10月27日に日の出町長に申し入れ書を提出するとともに、住民向けの説明会等を開催いたしました。2月8日に日の出町より申し入れに対して了承する旨の御回答をいただき、2月17日に方針決定についてのプレス発表を組合として行っております。これもひとえに日の出町の皆様をはじめ、組織団体・関係行政機関の皆様、組合議会議員各位、そして多摩地域住民の皆様全ての御理解と御協力によるものでございます。改めて感謝を申し上げます。

一方で、コロナ禍による見学視察事業等で中止を余儀なくされた事業が多々ございました。緊急事態宣言解除後は処分場の見学も再開し、12月2日の木曜日には、紅葉の谷戸沢処分場自然観察会を少人数で開催し、御来場いただいた方々には、谷戸沢の回復した自然を楽しんでいただきました。また、谷戸沢処分場において絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオが、幼生のまま冬を越す越冬幼生の状態が確認され、お手元に御配付のように新聞記事として掲載をされたところでございます。このような珍しい個体が確認できたのは、動植物の保全に取り組んできた成果であると考えております。今後も、処分場の安全性や自然回復の様子について、ホームページ上で動画等を公開するなど、積極的にPRを続けてまいりたいと考えております。

最後になりますが、多摩400万人のごみの最終処分を日々行うことができますのも、地元日の出町の皆様の御理解・御協力によるものでございます。今後も、日の出町及び周辺住民の皆様との信頼関係を積み重ねながら、各組織団体から搬入される廃棄物の最終処分を確実に行っていけるよう、処分場そしてエコセメント化施設の管理・運営に万全を期してまいります。組合議会議員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶並びに報告とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（串田 金八君） 引き続き事務局より説明をお願いします。

空閑総務課長。

○総務課長（空閑 浩一君） それでは、昨年10月に開催されました令和3年第2回定例会以降の組合事業の経過につきまして、御報告を申し上げます。

本日は事務局長の望月が所用で欠席をしておりますので、総務課長のほうから御報告をさせていただきますので、御了承いただければと存じます。

それでは、説明に少々お時間を頂戴いたしますので、恐縮ですが着座にて御説明をさせて

いただきます。

それでは、議案書の2ページをお開きいただければと存じます。

まず、各委員会関係でございます。(1)にございますとおり、11月25日に第18回運営計画検討委員会を、ウェブと実開催のハイブリッド方式で実施するとともに、2月3日には第19回運営計画検討委員会を書面開催いたしまして、計画を取りまとめたところでございます。

それでは、本日お配りをしております資料①をお手元のほうにお開きいただければと存じます。資料①につきましては、今後の組合の運営計画について、概要をまとめたものとなっております。当組合の運営につきましては、組織団体に負担金を拠出していただくことによって賄っております。本計画の検討を開始した平成28年当時は、歳出額に関わらず、この負担金額を固定する形、具体的には平成19年以降、負担金総額を年間93億3,000万円として運営をしておりました。各年の決算剰余金は基金に積み立てておりますが、平成18年度に完成をしたエコセメント化施設建設に伴う公債費償還額の低減などにより、平成29年度には基金残高が過去最高水準となる見込みとなっております。

一方、現在稼働中のエコセメント化施設は、公害防止協定に定められている運転期間及び運営委託が令和7年度末で終了となり、その後、事業運営についても検討を要する状況でございました。そこで、①今後の基金のあり方、②負担金算出のあり方、③その前提となる令和8年度以降の事業運営の方向性、この3つの項目について、全組織団体の部長級で構成する検討委員会を設置をして検討を進め、計画として取りまとめたところでございます。

それでは、I、「事業運営の方向性」についてでございます。資料の左側を御覧ください。事業運営の方向性としましては、焼却残さの処理方針が主な検討テーマとなっております。平成30年2月の中間報告までに、様々な案からエコセメント事業継続、民間再資源化施設への搬出の2案に絞り込みを行いました。その後、二ツ塚処分場での焼却残さ埋立てゼロが継続していることや、民間再資源化施設の状況などを踏まえながら、表に示すとおり2案4パターンに整理をいたしまして、全組織団体への意向調査を実施いたしました。意向調査の結果、全ての組織団体がエコセメント事業継続案を選択いたしました。この理由といたしましては、埋立処分場の延命化を図るという導入経過を踏まえ、事業の安定性や埋立残余容量の確保を重視している団体が多くございました。ただ、事業継続の方法といたしましては、新施設建設が11団体、現施設更新が14団体と、大きく二分するような選択結果となっております。そこで、両案のメリット・デメリットや課題とその対応策などを掘り下げた検討を行ってまいりました。新施設建設を選んだ団体では、埋立が再開することを非常に懸念をして

おりましたが、更新工事期間中の焼却残さについて、フレコンバッグを活用し、更新後に掘起こしてエコセメント化することで、実質埋立ゼロとできる手法が見いだせたことや、脱炭素社会実現に向けた動き、事業費などの面から、現施設更新案を選択することといたしました。

左下に記載をさせていただいたとおり、処理方針についてはエコセメント事業の継続とし、そのために現施設を一時的に停止し、竣工後20年間稼働させるために、設備の大幅なリニューアル工事を実施させていただきます。なお、建物などは現施設を利用していく方針となっております。この処理方針に基づき、基金及び負担金のあり方を検討させていただきました。いずれも中間報告で示された考え方について、今後の事業運営方針での検証・確認を行った形となっております。

資料の右上を御覧ください。「基金の積立のあり方」についてでございます。エコセメント化施設の更新を境に、必要となる経費が大きく異なってくるため、イメージ図のように前期と後期に分けて整理することといたしました。決算において、剰余金が発生した場合には基金に積立てを行うこととしております。当組合では4つの基金を設定しておりますが、財政計画に大きな影響を及ぼす2つの基金、財政調整基金と最終処分場等施設整備基金を軸に、基金目標額を設定することといたしました。

財政調整基金については、安定的な財政運営に資するための年度間調整を目的とするものですが、各年一律で30億円と設定いたしました。多くの自治体、一部事務組合において目標額を定めている考え方を参考に、予算規模の20%程度の額を基準額として設定し、その額を基準額と置き、ここに、エコセメント化施設の運転に必要な重油の価格高騰に備えるための額を加算することといたしました。重油の価格の影響でございますが、リッター当たり10円の値動きで年間運営費は2億4,000万円ほど変動することとなっております。過去の重油価格の変動幅はおよそ40円となっておりますので、一定程度余裕を持った設定となっていると考えております。

次に、最終処分場等施設整備基金でございますが、各種施設整備事業に充てるためのものとなっております。前期につきましては、エコセメント化施設の更新工事に必要となる一般財源分とフレコンバッグプラント整備費を合計した60億を、令和7年度までに積み立てる目標といたしました。後期につきましては、エコセメント化施設更新工事の詳細な検討を今後行うことや、谷戸沢及び二ツ塚処分場の長期修繕計画を策定中であることから、将来の必要額が不透明な状態でございますので未定としております。なお、各種計画が定まり次第、

別途検討してまいりたいと考えております。

最後に、「負担金算出のあり方」についてでございます。負担金の金額は、必要とされる基金の目標額に応じて設定することといたしました。基金の目標額は、Ⅱに記載のとおり前期が財政調整基金30億円と施設整備基金60億円、これを加えた90億円、後期は財政調整基金30億円プラスアルファとなっております。

前期につきましては、令和7年度末目標額達成が可能な場合には現行の水準、令和3年度の負担金総額年当たり78億2,000万円を維持することといたしますが、目標額の達成が困難な場合には、基金を積み増すために負担金を増額することとなっております。

後期につきましては、具体的な目標年度を設定することが難しい状況ですので、大きな方針として定めております。基本は現行水準の維持ですが、資金不足が見込まれる場合には増額することとなります。この判断期間としては、5年間を設定しております。また、剰余金等により必要額が大きく減少する場合には、減額も検討していく方針としております。

なお、負担金を増減額する場合には、概ね5年間は定額で固定することといたしました。資料には詳細を記載しておりませんが、後期の目標額を30億円としているものの、上記の考え方にに基づき実施したシミュレーションにおいて、令和32年度末までは現行水準を維持できる見込みとなっております。ただし、今後のエコセメント化施設更新工事の計画や、施設の老朽化による修繕費の増加などにより変動するものであり、将来の負担金額を約束するものではないというものであることに御留意いただきたいと存じます。

以上が運営計画の概要となります。計画書の本編につきましては、印刷終了後3月末を目途に関係各位に配付をさせていただく予定となっております。

それでは、議案書の2ページにお戻りいただければと存じます。(1)の続きでございます。12月10日に第46回技術委員会を開催し、各種環境測定データなどから、令和3年度上半期の処分場の管理運営が適切に行われていることを確認していただきました。

続きまして、(2)谷戸沢処分場関係でございます。表の上段になりますが、12月14日に第50回環境保全調査委員会を開催いたしました。委員会では、谷戸沢処分場やその周辺の水質等の環境調査報告を行い、これまでと同様に安全かつ安定的に推移していることを確認していただきました。また、同日に第3自治会監視委員会が開催されました。

続きまして、(3)二ツ塚処分場関係でございます。12月15日に第22自治会対策委員会が開催されました。こちら(2)、(3)の対策委員会でございますが、いずれも地元住民で構成する定例の委員会でございます。環境調査の結果や施設の稼働状況等について御報告

をさせていただいているものとなっております。

続きまして、議案書の3ページ、処分場埋立及びエコセメント関係でございます。

(1)でございます。令和3年9月から12月までの各月の二ツ塚処分場の埋立状況及びエコセメント化施設の稼働状況について記載をしております。

焼却残さにつきましては、全量をエコセメントの原料としてリサイクルをしておりますので、埋立容量は不燃ごみのみの数字となっております。埋立ての進捗状況については、組織団体における不燃ごみのリサイクル化の取組も進み、平成30年4月以降は埋立ゼロを継続しており、埋立進捗率は44.7%で前回の報告から変化はございません。エコセメント化施設については順調に稼働しております、焼却残さの受入量とエコセメントの出荷量については記載のとおりとなっております。

稼働実績につきましても、まず焼却残さ受入量でございますが、6,000トン前後で推移をしております。令和3年度の累計ですが、4月から12月まで5万7,000トンを受け入れております。前年同時期の受入量の合計と比較しますと4,300トンの減少となっております。

次に、エコセメント出荷量でございます。11月の5,300トンから12月の1万1,400トンまで幅がございますが、これは定期的に1週間から10日程度、施設の修繕を実施をしております、施設稼働日数の違いによるものでございます。令和3年度は、ここまで合計8万1,500トンを出荷しております。前年同時期の合計と比較しますと6,300トンの減となっております。

続きまして、(2)令和8年度以降焼却残さの処理方針関係でございます。令和3年10月14日第3回理事会におきまして処理方針について最終報告を行い、先ほど管理者の挨拶にもございましたように、10月27日に日の出町長に、現エコセメント化施設更新によるエコセメント事業の継続について、基本的な御理解と御了承をいただくための申入れを行いました。申入れに際しては特に反対意見はなく、行政として順当な判断であるが、地元自治会への説明は丁寧にしていただきたいなどの御意見をいただきました。それを踏まえまして、11月10日に直接の地元でございます日の出町第22自治会役員・対策委員説明会、11月17日には日の出町議会全員協議会において説明し、12月12日には日の出町第22自治会住民説明会を開催いたしました。全体として大きな反対意見等はございませんでした。また、こちらに記載してありませんが、2月8日には日の出町より申入れについて了承する旨の回答をいただき、2月17日にプレス発表をいたしているところでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開き願います。環境関係でございます。まず二ツ塚処

分場敷地内大気中ダイオキシン類調査でございますが、11月12日から19日にかけて今年度第3回目の調査を実施をいたしました。また、表下段に記載しておりますとおり、2月3日から10日にかけて今年度第4回目の調査を実施をしております。

次に、表中段でございますように谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設における公害防止協定等に基づく水質等の調査結果につきまして、12月24日に令和3年度上半期分をホームページ等で公表しております。いずれの調査結果につきましても、従来の調査結果と大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないということが確認されております。

また、先ほど管理者より御報告がございましたように、トウキョウサンショウウオの越冬幼生が確認されております。組合として自然環境再生に取り組んできた成果が出ているものと考えております。

続きまして、搬入廃棄物適正化関係でございます。搬入廃棄物の適正化を図るため、各中間処理施設への立入調査の下半期分を表のとおり記載しております。

続きまして、議案書の5ページでございます。広報関係その他でございます。

(1) 広報事業につきましては、昨年12月5日に組合広報紙「たまエコニュース」78号を発行いたしました。今回は紙面でエコセメントの仕組みや谷戸沢処分場の生態モニタリング調査等を記事として取り上げるとともに、日の出町の大久野地区のイルミネーションを御紹介させていただきました。

次に、(2) 見学事業についてでございます。先ほど管理者より御報告がありましたように、12月2日にバスツアー型の紅葉の谷戸沢処分場自然観察会、こちらを開催をし、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため20名定員ということで、感染症防止対策に万全を期して実施をいたしました。

次に、(3) 三多摩は一つなり交流事業についてでございます。緊急事態宣言が明けた11月以降は表のような形で実施をさせていただいております。

経過報告は以上でございます。

○議長（串田 金八君） 以上をもって報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、組合議会会議規則第47条の規定により、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの報告について質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（串田 金八君） 質疑なしと認めます。

以上をもって管理者報告を終わります。

[日程第5]議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

[日程第6]議案第2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（串田 金八君）

続きまして、日程第5、議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて及び日程第6、議案第2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについては、関連がございますので一括で議題といたします。

提出者により提案理由の説明をお願いします。

渡部管理者。

○管理者（渡部 尚君） それでは、上程されました議案第1号並びに第2号を一括して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書6ページをお開き願います。まず初めに、議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会の勧告により、公民較差の解消のため、当組合職員の期末手当の年間支給額を0.1月分減額するものでございます。当組合においても東京都人事委員会の勧告に準拠し令和3年12月の支給分から改定するため、令和3年11月30日に管理者の専決処分により条例の一部を改正させていただきました。よって本議案において、この専決処分について御承認をお願いするものでございます。

次に、議案書10ページをお開き願います。議案第2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

本案は議案第1号と同様に、東京都人事委員会の勧告により、公民較差の解消のため、当組合会計年度任用職員の期末手当の年間支給額を0.1月分減額するものでございます。当組合におきましても東京都人事委員会の勧告に準拠し、令和3年12月の支給分から改定するため、令和3年11月30日に管理者の専決処分により、条例の一部を改正させていただいております。よって本議会において、この専決処分について御承認をお願いするものでございます。

議案第1号及び議案第2号について、専決処分の内容につきましては、事務局より説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（串田 金八君） 引き続き、事務局より内容を説明をお願いします。

空閑総務課長。

○総務課長（空閑 浩一君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして御説明をさせていただきます。

本件は各組織団体においても既に改正が行われた内容と存じますが、昨年10月の東京都人事委員会の勧告により、公民較差の解消のため、職員の期末手当の年間支給額を0.1月分減額するものでございます。議案第1号は当組合職員の期末手当について、議案第2号では当組合会計年度任用職員の期末手当について、改正を行うものでございます。

まず議案第1号につきましては、議案書の6ページをお開きいただければと存じます。専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてでございます。

議案第1号の改正内容につきましては、議案書9ページに新旧対照表がございますので御覧いただきたいと存じます。期末手当基礎額に乗ずる割合を100分の125から100分の120へと改正し、当組合においては年2回支給の期末手当から0.05月分減額をし、年間で0.1月分を減額するものでございます。令和3年度に関しましては、改正前の条例に基づき6月分の支給を終えている関係上、年間0.1月分の減額を12月支給の期末手当により実施するため、附則において令和3年12月に支給する期末手当の基礎額に乗ずる割合を100分の115としております。この改正につきましては、当組合といたしましても東京都に準拠することとし、令和3年12月の支給分から改正するべく施行日を12月1日としたものでございます。よって、令和3年11月30日に管理者の専決処分により、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正させていただきました。議案第1号に係る専決処分書及び改正条例は、ページをお戻りいただきまして7ページ、8ページに掲載をさせていただいておりますので、

御確認いただければと存じます。

続きまして、議案第2号につきましては、議案書の10ページをお開きいただければと存じます。専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてでございます。改正内容につきましては、議案書13ページに新旧対照表がございますので御覧いただければと存じます。本改正は議案第1号と同様に、東京都人事委員会の勧告により、公民較差の解消のため、当組合会計年度任用職員の期末手当年間支給額を0.1月分減額するものでございます。改正内容につきましては議案第1号と同様でございます。専決処分書及び改正条例は11ページ、12ページに掲載させていただいておりますので、御確認いただければと存じます。

議案第1号及び議案第2号の説明につきましては以上でございます。

○議長（串田 金八君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第1号、議案第2号について一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（串田 金八君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましてはの質疑を終了いたします。

これより議案第1号、議案第2号について一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（串田 金八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。これより採決に入ります。

質疑、討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

これより議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（串田 金八君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長(串田 金八君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第7]議案第3号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

[日程第8]議案第4号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金

○議長(串田 金八君)

次に、日程第7、議案第3号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び日程第8、議案第4号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金については、関連がございますので一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

渡部管理者。

○管理者(渡部 尚君) それでは、上程されました議案第3号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算並びに議案第4号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開き願います。

初めに、議案第3号の当初予算案についてでございます。本予算案は、15ページの第1条にございますように、予算総額を歳入歳出それぞれ92億697万5,000円と定めるものでございます。なお、前年度比は103.6%で増となっております。本予算案の特徴であります、安全で安定した処分場運営を行っていくことを基本方針とし、各施設の予防保全や更新等に重点を置いた予算編成となっております。特に令和8年度以降の焼却残さ処理方針における業務として、エコセメント化施設整備事業費を新たに予算計上したところであります。

続きまして、18ページをお開き願います。議案第4号の循環組合負担金についてでございます。本案は、令和4年度の組織団体負担金として、令和3年度同額の総額78億2,000万円の御負担をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

げます。

以上です。

○議長（串田 金八君） 引き続き、事務局より内容を説明をお願いします。

空閑総務課長。

○総務課長（空閑 浩一君） それでは、議案第3号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について御説明をさせていただきます。

少々お時間をいただきますので、着座にて御説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお開きください。令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算総額は、第1条第1項のとおり、歳入歳出それぞれ92億697万5,000円でございます。内容につきましては、別冊でお配りをさせていただいております冊子、令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び同説明書により御説明をさせていただきますので、お手元のほうにお開きいただければと存じます。

まず、歳入でございます。冊子の8ページ、9ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金については令和3年度同額の78億2,000万円としております。こちらは組織団体から毎年御負担いただいている負担金でございます。組織団体負担金は、エコセメント化施設が稼働した翌年度の平成19年度から令和元年度までの13年間、長らく93億3,000万円で固定されておりました。近年は施設の建設時に行った借入れの償還が進んだこともあり、令和2年度は86億4,000万円となりました。また、更に令和3年度からは、公債費償還金の減少に伴って減額をしているものでございます。

次に、第2款国庫支出金でございます。福島原発の事故に伴う放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設からの排出ガス中の放射性物質の測定に要する経費についての補助金のほかに、令和8年度以降の焼却残さ処理方針に伴う循環型社会推進交付金を3,338万円見込んだことによる増となっております。

次に、第3款都支出金でございます。二ツ塚処分場内の針葉樹を広葉樹へと林相転換する事業に対しまして交付される東京都からの補助金でございまして、31万9,000円を見込んでおります。

次に、第4款財産収入でございます。1項財産運用収入として、土地等の貸付収入や各種基金の運用利息といたしまして415万8,000円を見込んでおります。

また、第2項、財産売却収入といたしまして2,447万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、谷戸沢処分場の旧アクセス道路を含めた町道に、東京都が日の出町へ水道

管を設置するにあたりまして増圧ポンプ施設を設置する必要が生じたため、二ツ塚峠の交差点付近の谷戸沢処分場ゲート跡地の一部を東京都のほうに売却するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして10ページ、11ページを御覧ください。次に、第5款繰入金でございます。各種経費の増額に対応するために、財政調整基金繰入金を2億3,787万1,000円計上しております。

第6款繰越金でございますが、前年度と同額の2,000万円を見込んでおります。

第7款諸収入、1項組合預金利子につきましては、歳計現金を保管している普通預金口座の預金金利の低下に伴い、低水準で推移しておりまして、2万円を見込んでおります。

次に、2項雑入でございます。こちらは表の一番下に記載をしておりますが、前年度比1億2,270万円余りの増、10億6,446万2,000円を見込んでおります。これは1目雑入におきまして銅、亜鉛、鉛を含む金属産物を回収するための重金属回収設備において、金属産物を回収した後に発生し、従来エコセメントの原料として再使用していた金属澱物や、エコセメントの製造過程で排出される非鉄金属であるミックスメタルの売却単価の増を見込んでいるものでございます。

また、2目弁償金については、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する費用といたしまして、東京電力から原子力損害弁償金を収入しており、530万6,000円を見込んでおります。

以上が歳入でございます。

1枚おめくりをいただきまして12、13ページをお開きください。ここからが歳出となっております。

まず第1款議会費でございます。議員報酬や議会開催に要する経費となっております。金額は前年度比53万円余りの減ということで937万3,000円を計上しております。減の要因といたしましては、令和3年度は議員の改選年度であったことから報酬が減となったものでございます。

次に、第2款総務費、1項総務管理費、理事等の報酬、職員の人件費、弁護士委託料のほか、職員の出退勤や出張、人事・給与管理等を行う総合システムの保守委託などを管理的に行う経費でございます。令和8年度以降、焼却残さの処理方針における業務や今後の各種手続等に対応するための人員増に係る人件費の増を見込むとともに、令和3年度に行いました総合システムの更新業務委託、こちらが皆減となったことから全体で924万円余りの減、3億6,149万2,000円を計上しております。

それでは、主な事項につきまして御説明をさせていただきます。1枚おめくりをいただきまして14、15ページを御覧ください。第12節委託料でございます。弁護士委託、ネットワーク監視業務委託、総合システム保守委託等で3,282万円余りを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、公用車、複写機、LAN機器等の借上料などで1,340万円余りを計上しております。

1枚おめくりいただきまして16、17ページを御覧ください。第2款総務費、2項監査委員費でございます。監査委員報酬などで52万9,000円を計上しております。

続きまして、第3款衛生費でございます。廃棄物の最終処分業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴う委託経費などがございます。

主な事項について御説明をさせていただきます。第1目清掃総務費、こちらは事務的経費でございます。令和3年度比587万円余りの減、6,408万7,000円を計上しております。

この清掃総務費の主なものでございますが、第12節委託料につきましては、組合広報紙「たまエコニュース」の作成業務やホームページの管理業務等といたしまして、4,712万円余りを計上しております。

続きまして、第18節負担金、補助及び交付金は、三多摩は一つなり交流事業に対する補助金などで890万円余りを計上しております。

1枚おめくりいただきまして18、19ページを御覧ください。第2目二ツ塚処分場費でございます。令和3年度比1億8,032万円余りの減、18億7,845万2,000円を計上しております。

主なものでございますが、第10節需用費が3億3,047万円余りで、説明欄に記載をさせていただいておりますとおり、浸出水処理施設用消耗品費や電気料、上下水道料、修繕料などがございます。

次に、第12節委託料、5億5,793万円余りで、こちらにつきましては処分場の維持管理、埋立等管理作業、浸出水処理、生活環境モニタリング等に係る委託経費でございます。内訳につきましては、管理業務関連が2億2,417万円余り、21ページの上段に移っていただきまして運営及び維持管理業務関連が9,562万円余り、浸出水処理業務関連が1億4,191万円余り、生活環境モニタリング調査など環境業務関連が9,622万円余りとなっております。

第14節工事請負費は、浸出水処理施設における処理槽の劣化に対応する防食塗装工事を実施するものでございます。

次に、第17節備品購入費でございます。処分場の管理運営上必要となる備品の購入費として、69万円余りを計上しております。

次に、第18節負担金、補助及び交付金でございます。こちらは地元日の出町に対する地域振興事業負担金でございます。令和3年度比5,000万円減の9億5,000万円を計上しております。

次に、第3目谷戸沢処分場費でございます。埋立完了後の維持管理に係る経費となっております。老朽化した施設の調査・改修計画作成、予防保全の観点から実施する工事費の増額などにより、前年度比1億4,695万円余りの増、8億9,390万4,000円を計上しております。

主なものでございますが、第10節需用費、こちらは浸出水処理施設の消耗品費、上下水道料、修繕料などで、1億7,879万円余りとなっております。

1枚おめくりいただきまして22、23ページをお開きください。第12節委託料についてでございます。3億7,104万円余りとなっております。

内訳につきましては、維持及び管理業務関連が1億7,282万円余り、浸出水処理業務関連が1億70万円余り、環境業務関連が9,751万円となっております。第13節使用料及び賃借料は7,252万円でございますが、こちらは処分場内の町有地の借上料、太陽光発電借上料が主なものとなっております。

続きまして、第14節工事請負費でございますが、2億2,914万円余りで、谷戸沢処分場の旧アクセス道路の下水道圧送管を都の水道工事と併せて撤去する工事を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、日の出町が実施をする谷戸沢処分場下流での水質調査等に関する負担金として2,000万円と、先ほど都の水道工事の際に舗装の修復工事も併せて実施をしてもらうにあたりまして、東京都のほうへ負担金として1,333万円余りを計上しております。

続きまして、第4目エコセメント事業費でございます。予算額は令和3年度比2億3,421万円余りの増で57億8,991万9,000円を計上しております。この増額は、需用費における光熱水費の増額や、重油単価が上昇傾向にあったことによる施設運營業務委託料の増を見込んだものによるものでございます。

主な事業費でございますが、第10節需用費は8億1,947万円余りでございます。

次に、第12節委託料でございますが、49億6,404万円余りで、説明欄にございますとおりそのほとんどが施設運營業務委託の経費となっております。この施設運營業務委託につきましては、重油単価の上昇傾向を踏まえて49億468万円余りを計上しております。

次に、第18節負担金、補助及び交付金につきましては、エコセメント化施設に隣接をいたします青梅市との協定に基づき、青梅市内で行う環境調査に関する負担金50万円に加えまし

て、エコセメント普及啓発事業補助金100万円を計上しております。

続きまして、第5目エコセメント化施設整備事業費、こちらを新たに予算化しております。令和8年度以降の焼却残さ処理方針に基づくエコセメント化施設の更新作業に係る経費といたしまして、1億5,238万3,000円が皆増となっております。

主な事業費でございますが、委託料といたしまして環境アセスメント業務関連で1億1,000万円、計画及び計画支援関連といたしまして4,238万円余りを計上しております。

1枚おめくりいただきまして26、27ページを御覧ください。次に、第4款公債費でございます。谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設時に借り入れた東京都振興基金の元金及び基金の利子の償還金との合計で、表の最下段でございますとおり、令和3年度同額の3,273万8,000円を計上しております。

次に、第5款諸支出金でございますが、特定財源のその他欄に記載をしておりますとおり、各基金の利子分をそれぞれの基金へ積立といたしまして409万8,000円を計上しております。

次に、第6款予備費でございます。前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上、令和4年度予算の主な内容について御説明をさせていただきました。内部努力を継続しつつ、安全で安定した処分場の運営のため、経年劣化による施設整備や破損の予防及び保全を踏まえながらも、限られた予算の有効活用を図るために施設更新の優先順位等を考慮した修繕等を計上するとともに、エコセメント化施設更新作業等で更に業務が増加していく中におきましても、効率的・効果的な事務事業実施を目指していくことを重点に置いた予算となっております。

なお、本冊子28ページから34ページは給与費明細書が、36、37ページには債務負担行為に係る調書、39ページには地方債に係る調書、40、41ページには歳入歳出経費別内訳書を記載しております。また、資料②ということで、主要な増減を記載をしました令和4年度一般会計当初予算案の概要を添付をしております。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金について御説明をいたします。

議案書にお戻りいただきまして18、19ページのほうをお開きいただければと存じます。19ページ、組織団体別の負担金を記載しております。表の最下段でございますとおり78億2,000万円の合計という形になっております。内訳でございますが、令和4年度組織団体別負担金のとおりとなっております。

1枚おめくりをいただきまして20ページ、こちらのほうには、管理費と事業費に分けた組織団体別の負担金額と併せて負担金の算出方法を記載をしております。

議案第4号の説明は以上でございます。

○議長（串田 金八君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第3号及び第4号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

大坪国広議員。

○26番（大坪 国広君） 26番、大坪です。

21ページの清掃費の18負担金のところで、先ほど5,000万円減額したという説明があったんですが、非常に気になるのが、過去の経過を私らは全然分からないもので、これは日の出町との話合いができた経過でこうなったのか、あるいは今後もどんどん減らしていくのかどうなのか、そこら辺がよく分からないので説明をお願いいたします。

○議長（串田 金八君） 事業調整課長。

○事業調整課長（梶川 洋史君） ただいまの大坪議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

御質問ありました地域振興費についてですけれども、昨年2月になりますが、令和2年度から11年度までの10年間についてを日の出町と交渉し、協定のほうを締結してございます。今回の金額についても、日の出町との協議の結果ということになっておりまして、令和4年度については9.5億円、その後8億、7億と順に減っていく形になり、令和2年から11年まで総額で75億円という形になってございます。その75億円の割り振りについては、町の要望という形を受けて金額のほうを設定しております。令和11年度以降については、今後、交渉していく形にはなりますけれども、令和11年までについては金額が固まっているというような状況でございます。

○議長（串田 金八君） 大坪議員。

○26番（大坪 国広君） 今の説明だと当然日の出町との合意ができているというふうに理解していいのかどうなのか、そこだけもう一度お願いいたします。

○議長（串田 金八君） 事業調整課長。

○事業調整課長（梶川 洋史君） 合意につきましては昨年の2月、令和3年2月、こちら協定を締結している時点で、令和11年度までは合意をして協定を結んでいるという形になります。

○26番（大坪 国広君） はい、了解です。

○議長（串田 金八君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（串田 金八君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより議案第3号、議案第4号について一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（串田 金八君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

質疑・討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

まず議案第3号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（串田 金八君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和4年度東京たま広域資源循環組合負担金を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（串田 金八君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして議事日程は終了いたしました。事務局から発言の申出がありますので発言を許可します。

空閑総務課長。

○総務課長（空閑 浩一君） それでは、事務局のほうから2点、事務連絡のほうを申し上げます。

まず1点目でございます。令和4年度循環組合会議予定表でございます。別紙、会議開催予定表に伴いまして本年10月及び来年2月の会議日程のほうを記載をしております。こちらのほうを御確認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目でございます。本年度下半期分の議員報酬の支払いについてでございます。本年度下半期分の報酬につきましては、3月末日までに振り込み手続を取らせていただきますので、よろしく御確認のほうをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（串田 金八君） 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

午後2時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 串 田 金 八

第2番議員 木 原 宏

第17番議員 宮 坂 良 子